

掛川市給水装置工事設計・施工基準

2022年12月一部改訂

掛川市上下水道部

目次

1 総則

1・1 趣旨	1
1・2 適用の疑義	1
1・3 給水装置の意義	1
1・4 用語の定義	1
1・5 給水装置の種類	2
1・6 給水装置工事の種別	2

2 給水装置の設計

2・1 設計の基本	2
2・2 給水方式の決定	3
2・2・1 直結方式	3
2・2・2 受水槽方式	3
2・2・3 直結・受水槽併用方式	4
2・2・4 3階建て建築物の3階への直結給水	4
2・3 計画使用水量の決定	4
2・3・1 計画使用水量	4
2・3・2 同時使用水量の算定	4
2・4 給水管の口径の決定	10
2・5 メータ使用口径の選定	10
2・5・1 メータ口径	10
2・5・2 メータ口径の選定	10
2・6 図面作成の基準	11

3 給水装置工事の施工

3・1 配水管の分岐部分から止水栓までの給水管材料の指定	15
3・2 給水用具の指定材料	15
3・3 給水管の分岐	15
3・4 分岐管の口径及び用具	15
3・4・1 分岐する口径及び用具	15
3・4・2 分岐の留意点	16
3・5 配水管から止水栓までの配管及び工法・継手	16
3・5・1 配管及び工法	16
3・5・2 給水管の継手	17
3・6 給水管の埋設深さ及び占用位置	17

3・6・1	給水管の埋設深さ	17
3・6・2	道路占用位置	17
3・7	給水管等の明示	17
3・8	止水栓の設置	17
3・8・1	止水栓（仕切弁）・伸縮止水栓の位置	17
3・9	水道メータの設置	18
3・9・1	メータの設置基準	18
3・9・2	メータボックスの規格	18
3・9・3	メータの設置位置等	19
3・9・4	メータの設置に適さない場所	19
3・10	給水装置の配管工事	19
3・10・1	配管における留意事項	19
3・11	土工事等	20
3・11・1	土工事	20
3・11・2	道路復旧工事	20
3・11・3	現場管理	21

4 検査

4・1	給水装置工事検査	22
4・1・1	中間検査	22
4・1・2	竣工検査	22
4・1・3	竣工検査の申込み	22
4・1・4	耐圧試験	22
4・2	竣工検査の実施	23
4・2・1	現場竣工検査の実施	23
4・2・2	書類竣工検査の実施	23
4・3	竣工検査の基準	23
4・3・1	竣工検査の要領	23
4・3・2	通水の確認	24
4・4	検査不適格後の処置	24

5 給水装置工事の申請手続き

5・1	給水装置工事の申込み	24
5・2	分水工事に関する届出	25
5・3	竣工検査実施手順	25
5・4	分岐工事の占用申請(道路・河川)	25

5・4・1	国道・県道・1・2級河川の占用申込み	25
5・4・2	市道・準用河川等の占用申し込み	25
5・4・3	道路掘削工事が伴わない給水装置工事の申込み	25
5・5	道路工事箇所の所轄警察署への申請	25
5・5・1	道路使用許可申請書の提出	25
6	その他	
6・1	給水装置工事の記録・保存	26
6・2	給水装置工事主任技術者の役割と責務	26
6・3	引き渡し	26
別表		28
別紙（書類竣工検査における写真撮影例）		33

給水装置工事設計・施工基準

1 総則

1・1 趣旨

この基準は、給水装置に係わる工事の監理を適正かつ合理的にするため、水道法(以下「法」という。)、掛川市水道事業給水条例(以下「条例」という。)、同施行規程(以下「施行規程」という。)並びに給水装置の構造・材質基準等に基づき、給水装置工事の設計と施工について定めたものである。

1・2 適用の疑義

この基準の適用に疑義が生じた場合は、掛川市長(以下「市長」という。)の指示によるものとする。

1・3 給水装置の意義

- (1) 給水装置とは、需要者に水を供給するために、市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具であって、市の所有に属さないものをいう。直結する給水用具とは、構造的に直接接合して、有圧のまま給水できる用具をいい、任意に取り外しの自由なゴムホース等は含まれない。また、一旦受水槽等に受けて給水する場合は、配水管から受水槽の給水口までが給水装置であり、受水槽以下は、他の設備である。
- (2) 給水装置の構造・材質は、「水道法施行令第5条、給水装置の構造・材質基準」に適合するものとする。ただし、配水管からの分岐部分から止水栓(仕切弁)までの給水装置については、漏水時、災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行うため、材料及び工法について市長が指定することとする。なお、給水装置以外の取り扱いである受水槽以下の給水設備についても、配水管への影響及び配水管等の事故、その他の理由による使用等を考慮して、「水道法施行令第5条・給水装置の構造・材質基準」に準拠するものとする。なお、この場合の水質保全等による責任の分界点は、受水槽の給水口までである。

1・4 用語の定義

- (1) 配水管配水池又は配水ポンプ場を起点として、給水区域に配水するために布設した市所有の管をいう。
- (2) 配水管から分岐サドル、割T字管などで分岐し、各家庭や事業所などの需要者に水を供給するために布設した管をいう。
- (3) 給水用具
給水管及び給水管に直結するサドル付き分水栓、不断水分岐用割T字管、止水栓(仕切弁)及び同ボックス、メータ及び同ボックス、フレキシブル継手等をいう。

1・5 給水装置の種類

(1) 専用給水装置

1世帯又は1箇所専用するもの。

(2) 共用給水装置

2世帯以上又は2箇所以上で共用するもの

(3) 私設消火栓

消防用に使用するもの

1・6 給水装置工事の種別

給水装置工事とは、給水装置の新設、増設、改造、撤去又は修繕のための工事をいう。

(1) 「新設」新たに給水装置を設けること。

(2) 「増設」分岐口径及びメータ口径の変更を伴わないで既設の給水装置に接続して更に水栓を増すこと。

(3) 「改造」配水管からの分岐口径、メータ口径、分岐箇所、配管位置、管口径、又は管種を変更する工事及び既設管を取り替える工事など給水装置の原形を変えること。

(4) 「撤去」給水装置の全部又は一部を撤去すること。

(5) 「修繕」給水装置の破損箇所を修理すること。

2 給水装置の設計

2.1 設計の基本

設計の善し悪しは、衛生的にも経済的にも多大の影響を与えるので、あらゆる角度から検討し総合的に最良の判断のもとに行うこととし、設計の基本は次によるものとする。

(1) 所要水圧が確保できること。

(2) 付近の給水に著しく影響を及ぼさないものであること。

(3) 使用材料は、法で定められた構造及び材質の基準に適合したものであること。

(4) 水が汚染され又は漏れるおそれのないものであること。

(5) 当該給水装置が他の水管と違結されていないこと。

(6) ポンプなど水圧に影響を与える機械などに直接連結されていないこと。

(7) 停滞水の生じるおそれのないこと。

(8) ウォーターハンマーが生じないものであること。

(9) 停滞空気の発生しないものであること。

(10) 電食、酸食、その他の腐食、損傷等のおそれがないこと。

(11) メータ及び止水栓の位置は、検針に便利であり、かつ操作がしやすく点検、取り替え作業に支障を及ぼさない場所であること。

(12) 水道の耐震化計画等策定指針に基づき、給水装置の耐震性向上に資する適切な材料、仕様を

検討すること。

(13) その他諸法令及び基準に基づいて設計すること。

2・2 給水方式の決定

2・2・1 直結方式

(1) 直結直圧式

給水装置の末端にある給水栓、直結器具まで、配水管の圧力を利用して給水する方式であり、直結給水が出来る場合は次のとおりとする。

- ① 配水管の給水能力、流量及び水圧が十分であるとき
- ② 常時円滑に給水が可能なとき
- ③ 3階建て建築物の3階への直結給水で2・2・4に適合するとき

(2) 直結増圧式

給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直結給水する方式であるが、原則として認めない。

2・2・2 受水槽方式

建物の階層が多い場合又は一時に多量の水を使用する場合に、受水槽を設置して使用方法である。

(1) 受水槽方式が必要な場合は、次によるものとする。

- ① 事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合
- ② 一時に多量の水を必要とし、他の使用者による影響を及ぼすおそれのある場合
- ③ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- ④ 有害薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合
- ⑤ 配水管の水圧、水量が所要の条件に不足する場合
- ⑥ 建物の3階以上に給水する場合。ただし、2.2.4に適合する場合は、直結給水することができる。
- ⑦ その他、直結給水が不適当な場合

(2) 受水槽容量と受水方式

受水槽の容量は使用水量によって定めるが、受水にあたり付近の給水に支障を及ぼすおそれがある場合には、定流量弁やタイムスイッチ付き電動弁等を取り付けるものとする。

(3) 配水管の水圧が高いときの配慮事項

配水管の水圧が高いときは、受水槽の流入時に給水管を流れる流量が過大となって、水道メータの性能、耐久性に支障を与えることがある。したがって、このような場合には定流量弁や減圧

弁等を設置するものとする。

2・2・3 直結・受水槽併用方式

一つの建物内で、直結式及び受水槽式の両方の給水方式を併用するものである。共同住宅での併用は原則として認めない。

2・2・4 3階建て建築物の3階への直結給水

下記条件に適合する場合は、直結給水を行うことができる。

(1) 対象地域

分岐する箇所の配水管最小動水圧が0.25MPa以上の地域

(2) 対象建物

次に掲げる3階建て建築物とする。

- ①一戸建て専用住宅
- ②一戸建て併用住宅
- ③共同住宅
- ④その他、市長が認めたもの

(3) 実施条件

- ①分岐しようとする配水管の口径は、50mm以上とする。
- ②給水管の最高位置は、配水管の埋設される道路の地盤高より原則として8.0m未満であること。
- ③設置するメータ口径は、20mm以上とする。
- ④給水装置には、逆流防止装置を設置しなければならない。
- ⑤3階直結給水協議書（様式第9号）を提出しなければならない。
- ⑥その他、別に定める「3階建て建築物の3階への直結給水指導指針」による。

2・3 計画使用水量の決定

2・3・1 計画使用水量

計画使用水量は、給水管の口径、受水槽容量といった給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。一般的に計画使用水量は、同時使用水量(いくつかの給水用具を同時に使用することにより流れる水量)から求められる。

2・3・2 同時使用水量の算定

同時使用水量の算定にあたっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。

(1) 直結式給水の計画使用水量

① 一戸建て等における同時使用水量の算定方法

ア 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

☆同時に使用する給水器具数を表-1 から求め、任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定された給水用具の吐水量を足し合わせて同時使用水量を決定する。同時に使用する給水用具の設定にあたっては、使用頻度の高いもの(台所、洗面所等)を含めるとともに、使用者の意見などを参考に決める。

☆同時使用率の極めて高い施設の場合は、その使用用途ごとに検討する。

☆一般的な給水用具の種類別吐水量は表-2 のとおりである。

☆種類に関わらず吐水量を口径によって一律の水量として扱う方法もある。(表 3)

表-1 同時使用率を考慮した給水用具数

総給水用具数	同時に使用する給用具数	総給水用具数	同時に使用する給水用具数
1	1	1 1 ~ 1 5	4
2 ~ 4	2	1 6 ~ 2 0	5
5 ~ 1 0	3	2 1 ~ 3 0	6

表-2 種類別吐水量と対応する給水用具の口径

用途	使用水量 (ℓ/min)	対応する給水用具の口径 (mm)	備考
台所流し	12~40	13~20	
洗たく流し	12~40	13~20	
洗面器	8~15	13	
浴槽 (和式)	20~40	13~20	
浴槽 (洋式)	30~60	20~25	
シャワー	8~15	13	
小便器 (洗浄水槽)	12~20	13	1回(4~6)の吐水量2~3ℓ
〃 (洗浄弁)	15~30	13	
大便器 (洗浄水槽)	12~20	13	1回(8~12秒)の吐水量13.5~16.5ℓ
〃 (洗浄弁)	70~130	25	
手洗器	5~10	13	
消火栓 (小型)	130~260	40~50	
散水	15~40	13~20	
洗車	35~65	20~25	業務用

表-3 給水用具の標準使用水量

給水栓口径(mm)	13	20	25
標準流量(ℓ /min)	17	40	65

イ 標準化した同時使用水量により計算する方法

- ☆給水用具の数と同時使用水量の関係についての標準値から求める方法である(表-4)。
- ☆すべての給水用具の個々の使用水量を足し合わせた全使用水量を給水用具の総数で割ったものに、使用水量比を掛けて求める。

$$\text{同時使用水量} = \text{給水用具の全使用水量} \div \text{給水用具総数} \times \text{使用水量比}$$

表-4 給水用具数と同時使用水比

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7
同時使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
総給水用具数	8	9	10	15	20	30	
同時使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	

②集合住宅等における同時使用水量の算定方法

ア 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

- ☆1戸の使用水量については、表1又は表-4を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、給水戸数と同時使用戸数率(表-5)により同時使用戸数を求め同時使用水量を決定する方法である。

表-5 給水戸数と同時使用戸数率

戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50

イ 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$10 \text{ 戸未満 } Q=42N^{0.33}$$

$$10 \text{ 戸以上 } 600 \text{ 戸未満 } Q=19N^{0.67}$$

ただし、Q:同時使用水量(ℓ /min)

N:戸数

ウ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$1 \sim 30 \text{ (人)} Q=26P^{0.36}$$

$$31 \sim 200(\text{人}) Q = 13P^{0.56}$$

ただし、Q:同時使用水量(ℓ /min)

P:人数(人)

③一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法

ア給水用具給水負荷単位による方法

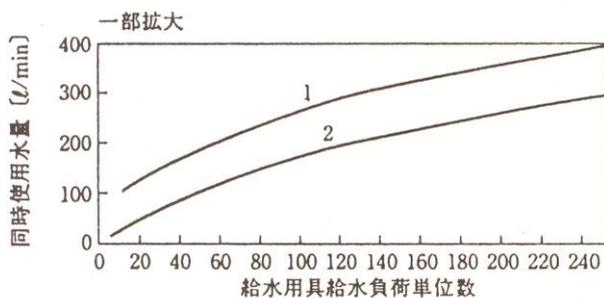
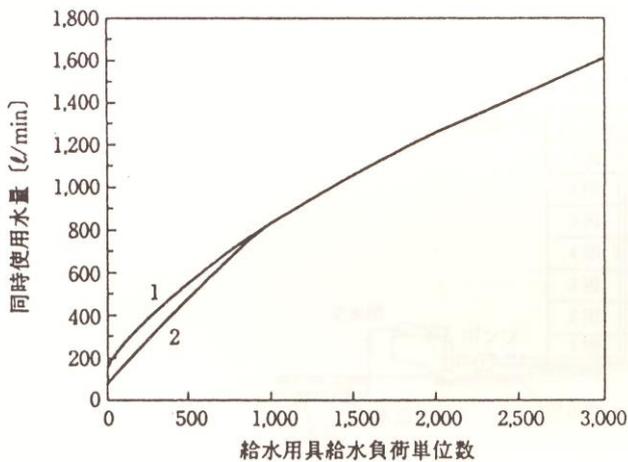
☆給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。

☆同時使用水量の算出は、表-6の各種給水用具の給水用具給水負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、図-1の同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める方法である。

表-6 給水用具給水負荷単位表

給水用具		給水用具給水負荷単位		備考
		個人用	公共用及び業務用	
大便器	F・V	6	10	F・V=洗浄弁 F・T=洗浄水槽
大便器	F・T	3	5	
小便器	F・V	-	5	
小便器	F・T	-	3	
洗面器	水栓	1	2	
手洗器	〃	0.5	1	
浴槽	〃	2	4	
シャワー	混合弁	2	4	
台所流し	水栓	3	-	
料理場流し	〃	2	4	
食器洗流し	〃	-	5	
掃除用流し	〃	3	4	

(空気調和衛生工学便覧平成7年版による)



〔注〕 この図の曲線 1 は大便器洗浄弁の多い場合、曲線 2 は大便器洗浄タンクの多い場合に用いる図-2.3.2 給水用具給水負荷単位による同時使用水量図

(空気調和衛生工学便覧 平成 7 年版による)

図-1 給水用具給水負荷単位による同時使用水量図

(2) 受水槽式給水の計画使用水量

受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的变化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。計画1日使用水量は、建物種別単位給水量・使用時間・人員(表-7)を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、他の使用実態などを十分考慮して算定する。

〔計画1日使用水量の算定〕

①使用人数から算出する場合

1人1日当たり使用水量(表-7)×使用人員

②使用人数が把握できない場合

単位床面積当たり使用水量(表-7)×延べ床面積

③その他

使用実績等による積算

なお、受水槽容量は、計画1日使用水量の1/2程度を標準とする。

表-7 建物種類別単位給水量・使用時間・人員表(参考資料)

建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 (h/日)	注記	有効面積当 たりの人員 など	備考
戸建て住宅	200～400L/人	10	居住者1人当 たり	0.16人/m ²	
集合住宅	200～350L/人	15	居住者1人当 たり	0.16人/m ²	
独身寮	400～600L/人	10	居住者1人当 たり		
官公庁・事務所	60～100L/人	9	在勤者1人当 たり	0.2人/m ²	男子50L/人。女子100L/人 社員食堂・テナントなどは別 途加算
工場	60～100L/人	操業時間+1	在勤者1人当 たり	座作業0.3人 /m ² 立作業0.1人 /m ²	男子50L/人。女子100L/人 社員食堂・シャワーなどは別 途加算
総合病院	1500～3500 L/床 30～60L/人m ²	16	延べ面積1m ² 当 たり		設備内容などにより詳細に検 討する
ホテル全体	500～6000L/床	12			同上
ホテル客室部	350～450L/床	12			客室部のみ
保養所	500～800L/床	10			
喫茶店	20～35L/人客 55～13L/店舗m ²	10		店舗面積に はちゅう房 面積を含む	ちゅう房で使用される水量の み 便所洗浄水などは別途加算
飲食店	55～130L/客 110～530L/店舗 m ²	10		同上	定性的には、軽食・そば・和 食・養殖・中華の順に多い
社員食堂	25～50L/食 80～140L/食堂 m ²	10		同上	同上
給食センター	20～30L/食	10			同上
デパート・スー パーマーケット	15～30L/人m ²	10	延べ面積1m ² 当 たり		従業員分・空調用水を含む
小・中 普通高等学校	70～100L/人	9	(生徒+職員)1 人当たり		教師・従業員分を含む。プー ル用水(40～100L/人)は別途 加算
大学講義棟	2～4L/人m ²	9	延べ床面積1m ² 当たり		実験・研究用水を含む
劇場・映画館	25～40L/人m ² 0.2～0.3L/人	14	延べ面積1m ² 当 たり 入場者1人当 たり		従業員分・空調用水含む
ターミナル駅	10L/1000人	16	乗降客1000人 当たり		列車給水・洗車用水は別途加 算
普通駅	3L/1000人	16	乗降客1000人 当たり		従業員分・多少のテナント分 を含む
寺院・教会	10L/人	2	参加者1人当 たり		常住者・勤労者分は別途加算
図書館	25L/人	6	閲覧者1人当 たり	0.4L/人m ²	常住者・勤労者分は別途加算

注 1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

注 2) 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験、研究用水、プロセス用
水、プール、サウナ用水などは別途加算する。

2・4 給水管の口径の決定

- (1) 給水管の口径は、配水管の水圧において計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ、著しく過大でないものとする。
- (2) 水理計算にあたっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、メータ口径等を算出すること。

2・5 メータ使用口径の選定

2・5・1 メータ口径

メータの口径は、次のとおりとする。

13mm・20mm・25mm(貸与メータ)

30mm・40mm・50mm・75mm・100mm・150mm(貸与メータ)

2・5・2 メータ口径の選定

メータ口径は計画使用水量に基づき、メータの使用流量基準の範囲内で選定し、選定については次によるものとする。

- (1) メータは原則として、下流側の給水管と同径のものを使用する。ただし、メータ下流側の給水管が口径 20mm の場合で使用量が口径 13mm の瞬時最大流量を超えない場合に限り、口径 13mm のメータを使用することができる。
- (2) 3階への直結給水のメータは、口径 20mm 以上とする。
- (3) 直結給水方式の場合
 - ① 小・中口径メータの口径の選定は、水道メータ使用基準(水道メータ工業会)を参考に選定する。
 - ② 最大流量がメータ適用基準表(表-8)の瞬時最大流量を超えないこと。
 - ③ 最大流量がメータ適用基準表(表-8)を越える場合は流量制限の処置を講ずること。
- (4) 受水槽方式の場合
 - ① 最大流量がメータ適用基準表(表-8)の一時的許容流量を超えないこと。
 - ② 最大流量が前項の一時的許容流量を超える場合は流量制限の処置を講ずること。

湿式・接線流羽根車式メータ適用基準表(表-8)

形式口径 (mm)	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許 容流量 (m ³ /h)	1日当たりの使用量 (m ³ /日)		1カ月当たりの 使用量 (m ³ /月)
		瞬時的 使用の場合	1日使用 時間の合計 が10時間 のとき	1日24時 間使用の とき	
13	0.1~1	2.5	7	12	100
20	0.2~1.6	4.0	12	20	170
25	0.23~2.5	6.3	18	30	260
30	0.4~4.0	10.0	30	50	420
40A(接線型)	0.5~4.0	10.0	30	50	420
40B(たて型)	0.4~6.5	16.0	44	80	700
50(たて型ねじ 式)	0.4~6.5	16.0	44	80	700
50(たて型フラ レンジ式)	1.25~17.0	40.0	140	250	2600
75(たて型フ レンジ式)	2.5~27.5	63.0	218	390	4100

2・6 図面作成の基準

(1) 方位

必ず方位を記入し、北を上にすることを原則とする。ただし図面の関係でやむを得ない場合は変更できるものとする。

(2) 位置図(付近略図)

住宅地図等を参考にして申請地、道路及び主要な建物を記入する。住宅地図を貼付してもよい。

(3) 平面図

平面図には、次の内容を記入する。

- ①給水栓等給水用具の取付位置
- ②止水栓及び量水器の口径位置（オフセットで位置を表示）
- ③布設する管の管種、口径、延長及び位置
- ④公私有地、隣接敷地の境界線

- ⑤既設配水管及び分岐する給水管の管種、口径
- ⑥その他、工事施工上必要とする事項(障害物の表示等)

(4) 詳細図

平面図で表すことのできない部分に関して、尺度の変更による拡大図等により図示する。なお、次の各号の状況は必ず図示する。

- ①受水槽付近の配管
- ②立上り、立下りの複雑なもの
- ③中高層建築で道路から建物内に入る部分
- ④その他、必要と認めるとき

(5) 立面図

平面で表現することのできない配管状況を表示する。「止水まで」の申込、水栓柱のみ、2階建以下の一般住宅の場合は不要とする。

(6) その他の事項

- ①給水装置の表示記号は下図を標準とする。
新設管は赤色の実線、既設管は青色の実線で記入
撤去・廃止は既設青色実線を斜線で消す
給湯は、紫色で記入
- ②井戸水・農業用水管は緑色の実線

給水管の管種記号

管種	記号	管種	記号	管種	記号
ダクタイル鋳鉄管	DCIP	配水用ポリエチレン管	HPPE	ステンレス鋼管	SSP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-V	硬質塩化ビニル管	VP
ポリエチレン1種2層管	PEP	ポリ粉体ライニング鋼管	SGP-P	亜鉛めっき鋼管	GP
鉛管	LP	銅管	CP	石綿セメント管	ACP
ライニング鉛管	PbTW	架橋ポリエチレン管	XPEP	ポリブテン管	PBP
塗膜装鋼管	STWP	耐衝撃性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV	鋳鉄管	CIP

弁栓類その他の図式記号

名 称	図示記号	名 称	図示記号	名 称	図示記号
仕切弁		私設消火栓		管の交差	
止水栓		防護管 (さや管)		メータ	
逆止弁		口径変更			

給水栓類の符号（平面図）

種 別	符 号	種 別	符 号
一般用具		その他	

注：ここで、その他とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

給水栓類の符号（立面図）

種 別	符 号	種 別	符 号	種 別	符 号
一般用具 (給水栓類)		一般用具 (シャワーヘッド)		一般用具 (フラッシュバルブ)	
一般用具 (ボールタップ)		その他			

注：ここで、その他とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

受水槽その他の記号及び符号

名 称	受水槽	高置水槽	ポンプ	増圧ポンプ
記号 および 符号				

③受水槽式給水の場合は、受水槽及びポンプ施設の詳細は別に添付すること。

3 給水装置工事の施工

3・1 配水管の分岐部分から止水栓までの給水管材料の指定

配水管の分岐部分から、止水栓(又は仕切弁)までの部分に係る給水管は、次のとおりとする。
なお、道路内に設置された他人の給水装置から分岐する場合は、当該他人の給水装置の分岐部分から止水栓までの部分とする。

- (1)分岐給水管の口径が 50mm 以下の場合は、水道用ポリエチレン二層管(PEP)、水道配水用ポリエチレン管(HPPE)または水道給水用ポリエチレン管(PE100)とする。
- (2)分岐給水管口径が 75mm 以上の場合は、本管材質と整合をとり水道用ダクタイル鋳鉄管(GX 形)または配水用ポリエチレン管(HPPE)とする。
- (3)前 2 項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、他の材料を指定することがある。

3・2 給水用具の指定材料

(1)給水用具の指定材料は、次のとおりとする。(別表 1 参照)

- ①メータボックス内に設置する止水栓は、伸縮継手付とする。
 - ②サドル付分水栓は、日本水道協会規格(JWWAB117-B 形コック式)にナイロンコート又はエポキシ樹脂粉体塗装を施したものとする。
 - ③止水栓(φ 20~25mm)は、日本水道協会規格(甲型、ボール式ハンドルなし)を使用する。
 - ④不断水分岐用割 T 字管は、内面粉体塗装とし、SUS ボルトを使用する。
 - ⑤鋳鉄製仕切弁は、日本水道協会規格(JWWAB122 ダクタイル鋳鉄製・内外面粉体塗装ソフトシル弁)を使用、旧掛川市地域は**右開き**、旧大東・大須賀町地域は**左開き**を使用する。
 - ⑥青鋼製仕切弁は、口径 30mm から 50mm の給水管路に使用、旧掛川市地域は**右開き**、旧大東・大須賀町地域は**左開き**を使用する。
 - ⑧ 止水栓ボックスの蓋部はダクタイル鋳鉄製とし、高さ 300mm、内径 90mm とする。
- (2)市長承認材料は別表 2 のとおりとする。

3・3 給水管の分岐

- (1)配水管からの分岐位置は、穿孔による管体強度の減少の防止と、給水装置相互間の流量への影響により他の給水に支障が生じることを防止すること等から、他の給水装置分岐位置から 30cm 以上離すこと。
- (2)分岐の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないものとし、原則として配水管の口径より 2 サイズ小さいもの以下とする。
- (3)配水管からのサドルによる分岐口径は 20mm 以上とする。

3・4 分岐管の口径及び用具

3・4・1 分岐する口径及び用具

分岐する口径及び用具は、次のとおりとする。

(1) 配水管が鋳鉄管、ビニル管の場合

- ① 分岐口径 50mm 以下は、サドル付き分水栓により分岐する。ただし 50mm 同径分岐の場合は不断水割 T 字管を使用する。
- ② 本管口径 300mm 以上は、不断水分岐用割 T 字管を使用する。
- ③ 分岐口径 75mm 以上は不断水分岐用割 T 字管を使用する。
- ④ 小口径の塩ビ管より分岐する場合は、チーズ等による分岐とする。
- ⑤ 分岐口径は本管に対して 2 段落とし以下とする。

(2) その他の管種については、市長の指示によること。

3・4・2 分岐の留意点

分岐にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 分岐は配水管の直管部とし、異形管及び継手部からの分岐をしてはならない。
- (2) 配水管の他の分岐及び継手端面から 30cm 以上離すこと。
- (3) 穿孔にあたっては、その使用に応じたドリル、カッター等を使用し、内面塗膜面等に悪影響を与えないようにすること。
- (4) 金属管からの分岐にサドルを使用する場合は、穿孔端面に防食用のサドルコアを装着すること。
- (5) サドル分水栓・不断水分岐用割 T 字管を設置後ポリエチレンフィルム等で被覆し直接埋戻材にふれないように施工する。
- (6) 小口径の塩ビ管からの分岐は、冷間接合 (TS) 又はメカニカル継手とする。
- (7) 水道以外の管との誤接続を行わないよう十分な調査をすること。
- (8) 工事完了後、2 年以内に漏水が発生した場合は修理を行うこと。ただし、故意、重過失があった場合は上記の期間に限らない。

3・5 配水管から止水栓までの配管及び工法・継手

3・5・1 配管及び工法

(1) 配水管が鋳鉄管、鋼管、ビニル管、の場合

- ① 分岐口径 50mm 以下の場合は、配水管にサドル分水栓を取り付け、配水管と直角に施工して、止水栓 (φ 25mm 以下) または青銅仕切弁 (φ 30mm 以上)、ソフトシール仕切弁 (φ 50mm 以上) を設置する。
 - ② 配水管口径 300mm 以上または、分岐口径 75mm 以上 (公道縦断の連合管は 50mm 以上)、50mm 同径分岐の場合は、不断水割 T 字管を配水管に取り付け、配水管とほぼ直角に配管施工して、青銅仕切弁またはソフトシール仕切弁 (φ 50mm 以上) を設置する。
- (2) チーズ等を使用して分岐を行う場合は、市長の指示によるものとする。

3・5・2 給水管の継手

給水管の継手は、次のとおりとする。

- (1) 水道用ポリエチレン管は、ポリエチレン用金属継手またはワンタッチ継手とする。第一止水栓の1次側は耐震強化型(WSA 認証品)とすること。第一止水栓以降についても耐震強化型とすることが望ましい。
- (2) 水道用ダクタイル鋳鉄管は、原則としてNS形またはGX形継手とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により他の材料を指定することがある。

3・6 給水管の埋設深さ及び占用位置

3・6・1 給水管の埋設深さ

- (1) 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の指示(通常は0.9m以下としないこと。)に従うものとし、敷地部分にあつては、30cm以上を標準とする。
- (2) 水路横断や他の埋設物との交差の関係等で、規定値までとれない場合は、道路管理者又は河川管理者と協議することとし、必要に応じて防護措置を施すものとする。

3・6・2 道路占用位置

- (1) 道路を縦断して給水管を配管する場合は、道路管理者の指示により配管すること。
- (2) 既設埋設物及び構造物に近接して布設するときは、30cm以上離して布設すること。なお、新設給水管が他の埋設物と交差する場合は原則として下越しとする。
- (3) 縦断配管については原則2本以上の配管は認めない。両側歩道付道路は2本までとする。

3・7 給水管等の明示

- (1) 道路部分に布設する口径40mm以上の給水管には管上50cmに埋設標識シートを布設する。また、口径75mm以上の配水管には管明示テープにより管を明示する。
- (2) 敷地部分に布設する給水管の位置について、維持管理上明示する必要がある場合は、明示杭等により位置を明示することとする。
- (3) 管路及び止水用具は、オフセットを測定し位置を明らかにしなければならない。

3・8 止水栓の設置

3・8・1 止水栓(仕切弁)・伸縮止水栓の位置

- (1) 止水栓(仕切弁)の位置は、官民境界から1m以内に取り付けること。
- (2) 止水栓(仕切弁)は、維持管理上支障がないよう指定のボックス内に収納すること。
- (3) 伸縮止水栓はメータボックス内に設置すること。
- (4) 給水管φ30以上の止水栓には青銅仕切弁または鋳鉄製仕切弁を設置すること。

3・9 水道メータの設置

3・9・1 メータの設置基準

- (1) 水道メータは官民境界線から管延長 2 m 以内かつ第一止水から管延長 1 m 以内に取りつけること。(集合住宅等の各室メータには適用しない)
- (2) 1つの建造物に、1個のメータを設置すること。ただし、同一敷地内で同じ目的に使用される装置については建造物の棟数に関係なく1個のメータを設置する。また、市長が給水装置及び建築物の構造上特に必要があると認める場合は、同一の建築物につき2個以上のメータを設置することができる。
- (3) 受水槽以下の設備に2戸以上の住宅等に係る専用給水装置として設置され、かつ、各戸又は各部分の水道使用者が異なるときは、各戸又は各部分に設置する。
- (4) 受水槽以下の設備に2戸以上の住宅等に給水し、各戸又は各部分の水道使用者が異なる場合は受水槽の流入側に原則として通過メータ(親メータ)を設置する。
- (5) 市長が認めた場合は前項の規定を適用しない。

3・9・2 メータボックスの規格

メータボックスの規格は、次のとおりとする。

(1) 口径 13～40mm 用のメータボックス

①材質

蓋部・・・FRP 製(青色)または鋳鉄製

受枠・・・強化樹脂製(黒色)底付き、または鋳鉄製底付き

②参考寸法(有効最小内径)

13、20mm 用・・・420mm×280mm

13、20mm 用・・・400mm×200mm (※集合住宅に限る)

25mm 用・・・490mm×280mm

30mm 用・・・550mm×280mm

40mm 用・・・580mm×350mm

※車輛等の乗入れ箇所については、鋳鉄製ボックスを使用する。

(2) 口径 50mm 以上用の大型メータボックス(使用者設置メータに対応)

①材質

蓋部・・・鋳鉄製または FRP 製(検針用小窓付き)

下柵・・・FRP 製又は(レジン)コンクリート製底付き

参考寸法(有効概内径)

50、75mm 用・・・800mm×600mm

100mm 用・・・1200mm×700mm

※車輛等の乗入れ箇所については、鋳鉄製ボックスを使用する。

3・9・3 メータの設置位置等

メータの位置は、次の各号によるものとする。

- (1)メータは検針及びメータの取り替えに支障のない場所とすること。
- (2)メータに表示されている流水方向の矢印を確認した上で水平に取り付けること。
- (3)メータ流入側に接して伸縮止水栓(大口径φ75mm以上の場合は仕切弁)を付け、メータとともにメータボックス内に収納するよう設置する。
- (4)φ75mm以上のメータはメータ二次側に逆止弁をメータボックス内に設置する。
- (5)その他、申請位置に抛りがたい場合は、事前に協議を行うこと。集合住宅等特別な設置をする場合は市長と協議すること。

3・9・4 メータの設置に適さない場所

メータ設置に適さない箇所は、次の場所などをいう。

- (1)公道及び公道に準ずる私道(車両の通行できる私道)で車輪の通過する箇所
- (2)倉庫及び荷物置場等、他の物品の下になりやすい所
- (3)低地で、メータボックス内に水がたまるおそれのある所
- (4)便槽及び下水等の付近
- (5)増改築又は隣地の建築等により支障になる所
- (6)駐車場や車庫内で車両の下、またはシャッターの内側

3・10 給水装置の配管工事

給水装置工事の施工にあたっては、構造材質基準(水の汚染防止、破壊防止、侵食防止、逆流防止、凍結防止、クロスコネクション防止)に係わる事項について、十分な配慮のうえ施工にあたることとする。

3・10・1 配管における留意事項

- (1)当該給水装置以外の水管その他の装置に直接連結しないこと。
- (2)設置場所の荷重条件に応じ、土圧輪荷重その他の荷重に対し十分な耐力を有する構造及び材質の給水装置を選定すること。
- (3)他の埋設物(埋設管・構造物)より30cm以上の間隔を確保すること。
- (4)敷地内の配管は、できるだけ直線配管とすること。
- (5)水圧、水撃作用等により給水管が離脱するおそれのある場所にあたっては適切な離脱防止のための措置を講じること。
- (6)空気溜まりを生じるおそれがある場所にあたっては空気弁を設置すること。
- (7)鋼管に使用する継手類は、管端防食継手等を使用し、水が汚染されることのないように努めること。

- (8) 受水槽等にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止板や減圧弁等を施すこと。
- (9) 給水管が水路を横断する場合は、原則として水路等の下に設置すること。やむを得ず上越しする場合は高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等により防護措置を講じること。
- (10) 壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持金具等で固定すること。
- (11) 屋外給水栓等、外部露出(受水槽廻り・給湯器廻り)部分の防寒対策を講ずること。
- (12) 給水管にはポンプを直結させてはならない。
- (13) 水洗便所に係る給水装置にあたっては、当該給水装置又は水洗便所に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- (14) 循環式給湯機を設置する場合は、別に定める「循環式給湯機設置基準」により実施すること。
- (15) その他、維持管理を考慮した配管とすること。

3.11 土工事等

3・11・1 土工事

- (1) 工事は、関係法令を遵守して、各工種に適した方法に従って行い、設備の不備、不完全な施工等によって事故や障害を起こすことがないようにすること。
- (2) 掘削に先立ち事前の調査を行い、現場の状況を把握し、次の事項を考慮すること。
 - ① 掘削深さが 1.5m を超える場合には、切り取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き土留工を施すこと。掘削深さが 1.5m 以内であっても土質等により崩壊の危険がある場合は土留工を施すこと。
 - ② 掘削にあたっては、下水道、ガス、電気、電話等について、埋設物管理者と協議し、立会を求めること。
 - ③ 道路を掘削する場合は、1 日の作業可能範囲内とし、掘り置きはしないこと。
 - ④ 道路内における埋め戻しは、道路管理者の承諾をうけ、指定の材料を用いて、一層の仕上がり厚 20cm 程度ごとに十分締め固めなければならない。また、埋め戻しによって他の構造物に破損等を生じないようにしなければならない。

3・11・2 道路復旧工事

- (1) 舗装道路の復旧は、許可内容に従い、確実に行うこと。
- (2) 仮舗装後、自然転圧(1ヶ月程度)を待って本復旧すること。
- (3) 仮舗装期間中は現場管理を十分行い、路面の沈下や舗装の剥離等が認められた場合は速やかに補修を行うこと。
- (4) 工事完了届を提出後 2 年以内に沈下が認められた場合は、補修工事を行うこと。
- (5) 本復旧工事は、次によらなければならない。
 - ① 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装は道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令等に基づき施工しなければならない。
 - ② 工事完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を熔融式により施工し、標識類についても

原形復旧すること。

(6) 仮復旧工事は、次によらなければならない。

① 仮復旧工事は埋め戻し後、直ちに施工しなければならない。

② 仮復旧の表層材は、加熱アスファルト合材により施工し、舗装構成は道路管理者の指示によるものとする。

③ 仮復旧後の路面には白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による表示をペイントにより表示すること。

(7) 未舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い直ちに行うこととする。

3・11・3 現場管理

(1) 関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努めること。工事の施工は、次の技術指針、基準等を参照すること。

① 土木工事安全施工技術指針

② 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

③ 建設工事公衆災害防止対策要綱

④ 道路工事現場における表示施設等の設置基準

⑤ 道路工事保安施設設置基準

(2) 道路工事にあたっては、交通安全等について道路管理者、所轄警察署長の指示を受け安全に充分配慮すること。

(3) 工事施工にあたり、付近住民への工事内容及び施工計画等の説明をもれなく充分行い、苦情等が発生しないよう配慮すること。苦情等トラブルが発生した場合は、施工者が責任を持って、事態を解決すること。

(4) 工事施工にあたり、車両の方向変換や機械資材の放置、施工機械の使用など無断で民地の使用は絶対行わないこと。また、排気ガス等での生け垣の立ち枯れには充分注意すること。

(5) 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他に基づき、工事施工者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。

(6) 工事施工中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに工事を中断し、所轄警察署長、道路管理者に通報するとともに、水道課に連絡しなければならない。また工事に際しては予めこれらの連絡先を確認し、周知徹底をさせておくこと。

(7) 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。

(8) 掘削にあたっては、工事場所の交通安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員(交通整理員等)を配置すること。

(9) 工事施工者は、本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、地盤沈下、その他不良個所が生じた場合又は、道路管理者等から指示を受けたときは直ちに修復しなければならない。

(10) 工事中の現場管理及び路面復旧等は、諸基準に適合していること

4 検査

4・1 給水装置工事検査

4・1・1 中間検査

(1) 必要に応じて使用材料の確認及び配管等について中間工事検査を行う。

(2) 受水槽以下の工事においても、必要に応じて使用材料の確認及び配管等の中間工事検査を行う。

4・1・2 竣工検査

(1) 新設・改造・止水栓まで・連合の申請について実施する。

(2) 竣工検査は現場竣工検査又は書類竣工検査による。以下の場合には現場竣工検査を行う。検査方法の区別は設計審査の承認後、給水装置工事申込書に記載する。

①連合の場合

②敷地内に井戸等の上水道以外の給水設備がある場合

③工場、店舗等の場合

④受水槽を設置・改造する場合

⑤3階直結給水を行う場合

⑥その他市が必要と判断した場合

(3) 給水工事完了後から給水装置使用前の期間に、速やかに検査を実施する。

4・1・3 竣工検査の申込み

(1) 検査実施日の7日前までに水道課に現場竣工検査実施の申請を行う。

(2) 申請に変更が生じた場合は水道課と事前に協議を行い、竣工図を提出する。

(3) 書類竣工検査の場合は4・2・2に記載された完成書類を水道課へ提出する。

4・1・4 耐圧試験

(1) 当該建造物に通水試験し、給水管等を十分に洗浄して、漏水の有無等を確認すること。

(2) テストポンプによる水圧試験、1.75MPaで1分間以上保持し、接合部、器具等の漏水の有無の試験を実施すること。

[水圧試験の手順]

①メータ接続用ソケット又はフランジ等にテストポンプを取り付ける。

②給水栓等を閉めて給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。

③充水しながら給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。

- ④空気が完全に抜けたら給水栓等を閉める。
- ⑤試験終了後は、テストポンプを外し管内を洗浄すること。

4・2 竣工検査の実施

4・2・1 現場竣工検査の実施

- (1)現場竣工検査は、指定給水装置工事事業者より提出された申請図面にに基づき、水道課職員が実施する。この際、主任技術者は立ち会わなければならない。
- (2)主任技術者は、給水装置が構造・材質基準に適合していることを再確認すること。
- (3)給水装置設置工事完成届(自社検査表)を提出すること。

4・2・2 書類竣工検査の実施

- (1)書類竣工検査の場合、完成後速やかに以下の完成書類を提出する。
 - ①給水装置設置工事完成届(自社検査表)
 - ②竣工図面、使用材料一覧表(修正がある場合)
 - ③状況写真は次の様子を鮮明に写すこと。写真の撮影例を別紙1に示す。
 - ア 止水栓及びメータの官民境界等からのオフセット
 - イ 止水栓の向き
 - ウ メータ番号及びメータの設置状況
 - エ 残留塩素の塩素反応(当該現場で撮影したことが分かるようにする。)
 - ④その他(市が必要と判断した場合)

4・3 竣工検査の基準

4・3・1 竣工検査の要領

- (1)位置図(案内図)
 - ①工事箇所が明記されているか。
 - ②道路及び主要な建物が記入されているか。
 - ③建物の位置構造等がわかりやすく記入されているか。
- (2)給水装置等について竣工図面との照合
 - ①方位が正しく記入されているか。
 - ②隣接家屋との境界が記入されているか。
 - ③立面図が必要な場合、平面図と立面図が整合しているか。
 - ④隠ぺいされた配管部分が明記されているか。
 - ⑤給水管の管種、口径、延長及び給水栓等が正しく記入されているか。
- (3)現地検査時の確認事項
 - ①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されているか。
 - ②構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられているか。

- ③分岐部オフセットが正しく測定されているか。
- ④給水管の埋設深さ、接合方法及び損傷防止等の保護処置がなされているか。
- ⑤止水栓(仕切弁)、同ボックス等の設置が正しく行われているか。
- ⑥メータ、メータ用伸縮止水栓等の位置及び取り付け方法が適正であるか。
- ⑦配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないか。
- ⑧逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされているか。
- ⑨クロスコネクションがなされていないか。
- ⑩水の汚染、破壊、侵食、逆流、凍結等を防止するための適切な処置がなされているか。
- ⑪水圧試験の結果について確認
- ⑫水質試験の結果について確認
 - 水質についての確認事項は以下のものとする
 - ア 給水栓での残留塩素(遊離)は 0.1 mg/l 以上。
 - イ 臭気、味、色、濁りについて異常でないこと。
- ⑬道路等の復旧工事の確認 (区画線は溶融式で復旧されているか)
- ⑭その他、市長より指定された事項について確認

4・3・2 通水の確認

- (1) 所定の検査合格後、当該給水装置へ通水を行う。
- (2) 通水時、メータ経由の機能検査と各給水用具からそれぞれ放流して誤接続等の有無を確認する。
- (3) 残留塩素の測定、水質について再度確認する。書類竣工検査の場合、残留塩素の測定写真を撮影しておくこと。

4・4 検査不適格後の処置

検査の結果が不完全と認められ、補修又はやり直し等を指示された場合は、市長が指定する期間内に改修し、再検査を受けなければならない。検査の結果について市長から指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。

5 給水装置工事の申請手続き

5・1 給水装置工事の申込み

(1) 給水装置工事申込書(新設・改造)の提出(給水装置工事申込書提出時の付随提出書類、給水装置工事申込書に関連する提出書類を別表3、別表4に示す。各様式における押印の要・不要一覧を別表5に示す。)

- ①小型量水器(13~25mm)については10日前
 - 大型量水器については40日前までに申込書を提出すること
- ②利害関係者の同意書等の提出(土地(私道)・家屋・給水装置・本管使用承諾書)

③使用計画材料の明細提出(市長が求めたとき)

④3階直結給水の申請

(2)設計内容の審査

(3)給水装置工事の承認

5・2分水工事に関する届出

(1)給水管分岐工事施工届の提出(施工の7日前までに提出)

(2)工事完了後、分岐工事連絡表を14日以内に提出する

5・3竣工検査実施手順

(1)竣工検査実施の依頼または完成書類の提出

(2)竣工検査の実施

(3)手直しの実施

5・4分岐工事の占用申請(道路・河川)

5・4・1国道・県道・1・2級河川の占用申込み

(1)指定の占用申請書及び各管理者指定の書類を添付し工事の40日前までに水道課へ提出する。

(2)許可後、着手届を着手前に提出する。

(3)工事施工後、完了届を速やかに提出する

5・4・2市道・準用河川等の占用申込み

(1)指定の占用申請書に必要書類を添付し工事の20日前までに水道課へ提出する

(2)許可後、着手届を担当所管課に直接提出する

(3)工事施工後、完了届を速やかに提出する

5・4・3道路掘削工事を伴わない給水装置工事の申込み

(1)利害関係者の同意を得ること。

5・5道路工事箇所在所轄警察署への申請

5・5・1道路使用許可申請書の提出

(1)占用許可後、道路使用許可申請書を提出し所轄の警察署長の許可を受ける

6 その他

6・1 給水装置工事の記録・保存

給水装置工事ごとに次に掲げる事項に関する記録を作成し、3年間保存すること

- (1) 施主の氏名又は名称
- (2) 施行の場所
- (3) 施行完了年月日
- (4) 主任技術者の氏名
- (5) 竣工図
- (6) 使用した給水管及び給水用具に関する事項
- (7) 構造・材質基準適合の確認方法及びその結果

6・2 給水装置工事主任技術者の役割と責務

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認

6・3 引き渡し

- (1) 指定給水装置工事事業者は、市長が行う工事竣工検査の合格後、申込者に給水装置の引き渡しを行う。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、給水装置の引き渡しにあたって、申込者又は使用者に給水装置の管理の内容について十分に説明すること。
 - ①メータ、止水栓などの位置を明確にしておき、その上に物を置かないように指導する。
 - ②給水栓、コマ・パッキンの取り替えなど簡易な修繕は使用者にもできるので、その修繕方法を指導する。
 - ③漏水の発見方法と予防について指導するとともに、漏水を発見した場合には、直ちに止水し指定工事事業者に連絡し、適切な措置をとるよう指導する。(掛川市の場合、第1止水栓まで市が無償で修結する。)
 - ④給水栓にゴムホースなどをつけて使用する場合は、使用后必ず取り外しておくよう指導する。
 - ⑤受水槽の清掃など管理を適切に行うよう指導する。
 - ⑥工事の保証期間について説明する。

附則

この基準は、令和4年12月5日から実施する。

参考文献

「解説給水装置の構造及び材質の基準」 監修厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課
「空気調和衛生工学便覧」

別表 1

配水管の分岐部分から止水栓(仕切弁)まで及びメータ等に関する指定材料

	品目	名称	規格番号	摘要	
直管	铸铁管 φ75以上	水道用ダクタイル铸铁管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	JDPAG1042	NS形	
			JISG5526	GX形	
			JWWAG113		
			JDPAG1049 JWWAG120	GX形	
合成樹脂管 φ150以下 合成樹脂管 φ40以下	配水用ポリエチレン管	JWWAK144	HPPE		
		JISK6762	二層管JPS04		
曲管	铸铁异形管	水道用ダクタイル铸铁异形管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	JISG5527 JWWAG114	NS形内面粉体塗装	
			JWWAG120	GX形内面粉体塗装	
継手	合成樹脂管	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管継手	JISK6743	接着形	
			水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニール管継手	JWWAK130	ゴム輪形補修用
			水道用硬質塩化ビニール管のダクタイル铸铁管异形管	JWWAK131	内面粉体塗装補修用
			配水用ポリエチレン管継手	JWWAK145	
			水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B116 WSA B011 WSA B012 WSA B013 WSA B011	
栓類	止水栓 φ25以下	水道用止水栓(甲形ボール式) ボックスハンドルφ20~25	市長の定める規格	ハンドル無し	
	伸縮止水栓 φ50以下	伸縮止水栓(メータ用こま式伸縮継手止水栓) φ13~50	市長の定める規格	蝶ハンドル	
	分水栓本管φ250以下	サドル付分水栓(B形)・防食コア(密着式) 付き分岐口径φ20~50	市長の定める規格	ボール式	
	分岐管本管 φ300以上	不断水分岐用割T字管 分岐口径φ30以上	市長の定める規格	内面粉体塗装 SUSボルト	
弁類	仕切弁	水道用ワトソール仕切弁 φ50以上	JWWAB120	旧掛川市右開き	
		青銅仕切弁φ30~50	市長の定める規格	旧大東大須賀左開き	
ボルト類	T頭ボルト	合金製	市長の定める規格		
	フランジ用ボルト	ステンレス製	JISG5527 JISB1181 JISB180		
弁室類	仕切弁筐	蓋ダクタイル铸铁製・受枠レジンコンクリート ・クリーンケース付き	市長の定める規格	道路用	
	仕切弁筐(小)	蓋ダクタイル铸铁製 (青銅仕切弁用)	市長の定める規格	道路外用	
	止水栓筐	蓋ダクタイル铸铁製・枠樹脂製 高さ300mm内径90mm	市長の定める規格		
	メータBOX	蓋FRP(青色) 受枠強化樹脂製(黒色) 铸铁製・鋼製	市長の定める規格	3.9.2 参照	
その他	塩ビ接着剤	水道用硬質塩化ビニール管の接着剤	JWWAS101		
	防食コア	分水栓用密着コア			
	ポリエチレンスリーブ	ダクタイル铸铁管用	JDPAZ2005		

別表2 市長承認材料一覧表

品目	承認メーカー	認証番号	適用
ポリ管金属継手	前田バルブ	G-268 (JWWAB116) (WSAB011) (WSAB012) (WSAB013)	CPホリジョイント、 OPホリジョイント
ポリ管ワンタッチ 継手	前澤給装	G-561 (JWWAB116) (WSAB011) (WSAB012) (WSAB013) G-599	Pワン継手
	タブチ	G-534 (JWWAB106) (WSA規格適合) G-572	ポリワン継手
水道用止水栓	前田バルブ	E-216 (JWWAB108準拠)	甲形ボール式形式 MV-JB
	前澤給装	E-23 (JWWAB108準拠)	” 351102
	タブチ	E-22 (JWWAB108準拠)	” BAC
伸縮止水栓	前田バルブ	E-216 (JWWAB108)	形式 MV-A
	前澤給装	(JWWAB108)	” 311503
	タブチ	E-22、E-434	” SEB-KG
サドル分水栓 (各メーカーオリジナル)	前田バルブ	MVK型 (JWWAB117準拠) A型 (JWWAB136準拠)	バルブ部=ナイロコート又はエポキシ樹脂粉体塗装 ボール式形式MVK型、ボール式形式A型
	前澤給装	M型 (JWWAB117準拠) PE-1型 A形 (JWWAB136準拠)	配水用ホリエレン管は形式M型 ボール式
	タブチ	TBC型 (JWWAB117準拠) (JWWAB136準拠)	形式TBC型
青銅製仕切弁	前田バルブ	E-216 MV-BC	旧掛川市右回り開き・キャップ式
	前澤給装	E-23 421004 421003	旧大東町左回り開き・キャップ式 旧大須賀町”
	タブチ	E-22 TAK	
不断水割T字管	大成機工		バルブ付形式V型、VK型、TII型 SUSボルト
	コスモ工機		バルブ付形式ST型 SUSボルト
T頭ボルト	クロダイト		合金製 形式SA型
仕切弁筐	アクアインテック(株)		品番VP-17CN-1PS-S2KR
仕切弁筐(小)	アクアインテック(株)		品番VP-12HS-1S-203
止水栓筐	日之出水道機器		形式HPS-75XH
逆止弁	前田バルブ工業(株)	F-57	品番MJ-NKV 品番MJ-NFF
	前澤給装工業(株)	F-22	品番511133, 品番511301, 品番511131
集合住宅 メータユニット	前澤給装工業(株)	M-232	形式PS5N 開閉防止タイプ
	タブチ	M-280	形式MUK5TH 開閉防止タイプ 形式MU2TH

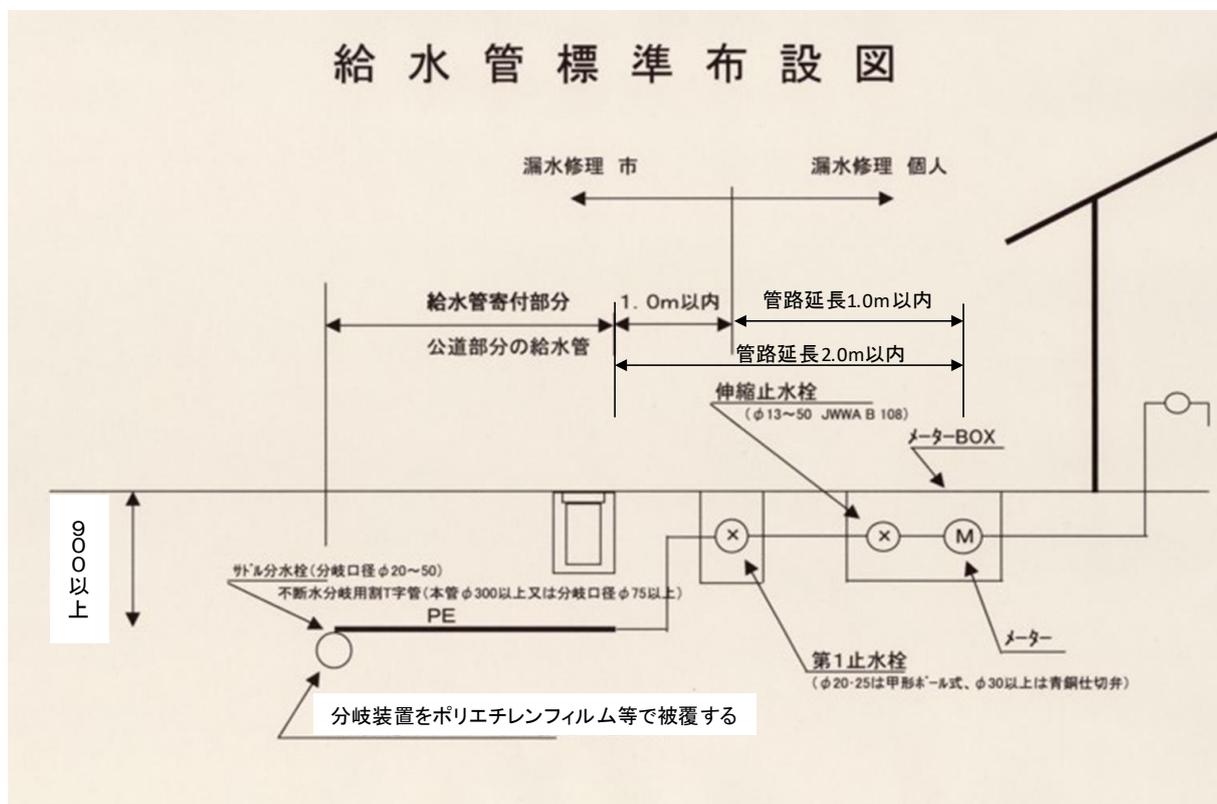
別表3 給水装置工事申込書提出時の付随提出書類

書類番号	書類名	提出部数	提出しなければならない場合	様式番号
1	使用材料一覧表	1部	①必須	様式第1号
2	土地(私道)・家屋・給水装置・本管 使用承諾書	1部	①他人の土地を借りて家屋(建築物)を建 てる場合 ②家屋(建築物)を賃貸し給水装置を設置 する場合 ③他人(血縁関係でも)の給水装置又は他 人(血縁関係でも)の給水本管から分岐す る場合	様式第2号
3	上水道利用加入金免除申請書	1部	①公共事業等において移転する場合 ※次にあげる場合は対象とならない a) 公会堂・公園等の公共施設の移転や新 設の場合 b) 個人の都合で移転する場合	様式第4号
4	受水槽及び加圧装置設置条件承諾書	1部	①受水槽及び加圧ポンプを設置する場合	様式第5号
5	材料承認図(受水槽・加圧ポンプ)	1部	①受水槽及び加圧ポンプを設置する場合	
6	簡易専用水道台帳	3部	①10t以上の受水槽を設置する場合	
7	代理人・管理人選定(変更)届	1部	①アパート・マンション・店舗等で申込 者が市外在住の場合※市内在住者を選定 すること	様式第6号
8	集中検針装置設置条件承諾書	1部	①集中検針装置を設置する場合	様式第7号
9	三階直結給水条件承諾書	1部	①3階直結給水をおこなう場合	様式第8号
10	三階直結給水許可証の写し	1部	①3階直結給水をおこなう場合	
11	その他	1部	①市長が提出を求めた場合	

※書類番号 1. 2. 3. 4. 6. 10. 11 は給水装置工事申込書と一緒に綴じること

別表4 給水装置工事申込書に関連する提出書類

書類番号	提出書類名	提出部数	提出しなければならない場合	様式番号
12	三階直結給水協議書 (新規・変更)	1部	① 3階直結給水を計画している場合	様式第9号
13	給水装置管理者変更届	1部	① 受水槽及び加圧ポンプ施設の管理者を変更した場合	様式第10号
14	集中検針装置所有者変更届	1部	① 集中検針装置の装置所有者を変更した場合	様式第11号
15	給水管分岐工事施工届	1部	① 本管分岐工事をする場合	様式第12号
16	分水工事連絡表	1部	① 本管分岐工事をした場合	様式第13号
17	集合住宅完成届	1部	① アパート・マンション等の竣工検査を受ける場合	様式第14号
18	給水工事協議書	1部	① 道路縦断布設工事をする場合 ② 市長が必要と判断した場合	様式第15号
19	給水管設置承諾書	1部	① 位置指定道路等の私道に給水管を設置する場合	様式第16号
20	循環式給湯機直結給水申請書	1部	① 循環式給湯機の直結給水を計画している場合	様式第17号
21	減圧式逆流防止器定期点検業者選任(変更)届	1部	① 減圧式逆流防止器の点検業者を選任(変更)する場合	様式第18号
22	減圧式逆流防止器定期点検報告書	1部	① 減圧式逆流防止器の年1回定期点検結果を報告する。	様式第19号
23	給水装置所有者変更届	1部	① 給水装置の売買、譲渡等により給水装置の所有者を変更する場合	様式第20号
24	自社検査表	1部	必須	

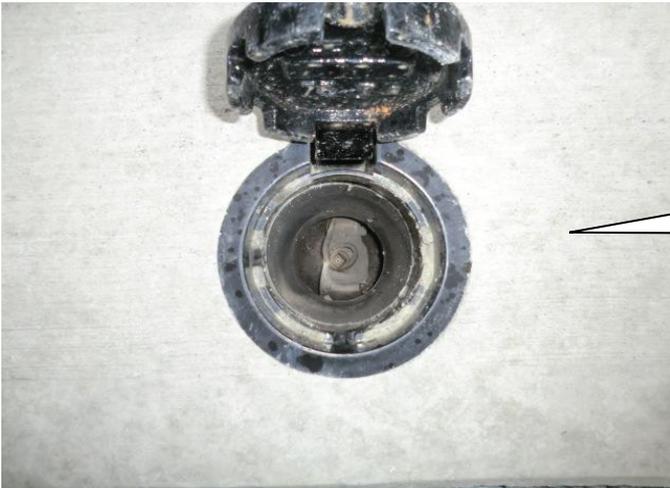


別表5 各様式における押印の要・不要一覧

※押印しない場合は用紙の押印欄を消すこと

	名称	押印要・不要
様式第1号	使用材料一覧表	不要
様式第2号	土地(私道)・家屋・給水装置・本管使用承諾書	要
様式第4号	水道利用加入金免除申請書	不要
様式第5号	受水槽及び加圧装置条件承諾書	要
様式第6号	代理人・管理人選定(変更)届	不要
様式第7号	集中検針装置設置条件承諾書	要
様式第8号	三階直結給水条件承諾書	要
様式第9号	三階直結給水協議書(新規・変更)	不要
様式第10号	給水装置管理者変更届	不要
様式第11号	集中検針装置所有者変更届	要
様式第12号	給水管分岐工事施工届	不要
様式第13号	分水工事連絡表	不要
様式第14号	集合住宅完成届	不要
様式第15号	給水工事協議書	不要
様式第16号	給水管設置承諾書	要
様式第17号	循環式給湯機直結給水申請書	不要
様式第18号	減圧式逆流防止器定期点検業者選任(変更)届	不要
様式第19号	減圧式逆流防止器定期点検報告書	不要
様式第20号	給水装置所有者変更届	要
	誓約書	要
	自社検査表	要

別紙1 書類竣工検査における写真撮影例

申請場所	掛川市 ○○番地	申請者	水道花子	メーター番号	20□□-□□□□	観測者	掛川太郎
		<p>全景</p> <p>前面道路、周囲の状況、全体の配置、止水栓・量水器の配置がわかるように撮影してください。複数枚にわたる場合は撮影方向等がわかるようにしてください。</p>					
		<p>オフセット(止水栓)</p> <p>官民境界: 0.55m</p> <p>2mポール等で、オフセット距離が写真上で判別できるようにしてください</p> <p>止水栓～量水器が直線上にない場合は、ポールを2本使うなどして、止水栓～量水器の管延長がわかるようにしてください</p>					
		<p>内部状況(止水栓)</p> <p>フラッシュを使い、止水栓の様子がわかるようにしてください</p>					

申請場所

掛川市 ○○番地

申請者

水道花子

メーター番号

20□□-□□□□

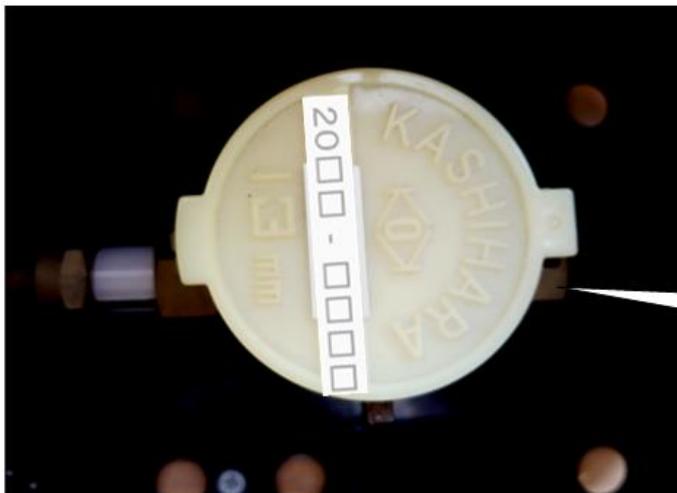
観測者

掛川太郎



設置状況(量水器)

蓋を開き、流向がわかるようにしてください



量水器番号

量水器番号、口径が読めるようにしてください



残留塩素

発色直後に量水器(量水器番号が写るように)の横で撮影し、撮影場所に間違いがないことが確認できるようにしてください。